

仙台市における特定健診、基礎健診、生活機能診査の実施について

仙台市における特定健診および基礎健診・生活機能診査事業については、4月と5月に登録研修会を開催し説明を行ったところですが、概要を再度お知らせ致します。

1. 対象者

事業所等で特定健診の検査項目と同等の健診を受けた方は、仙台市が実施する健診の対象となりません。

健診種別	対 象 者
基礎健診	①35歳～39歳の者 ②75歳以上の者 ③65歳～74歳の障害による後期高齢者医療制度加入者 ④35歳以上の生活保護受給者
特定健診	40歳～74歳の仙台市国民健康保険加入者
訪問健康診査	40歳以上の在宅の寝たきり者

2. 実施期間

①基礎健診、特定健診、生活機能診査

前期：平成20年8月1日(金)～平成20年10月31日(金)

後期：平成21年1月6日(火)～平成21年1月31日(土)

②訪問健康診査

平成20年8月1日(金)～平成20年11月30日(日)

3. 受診者からの申し込み・受診者への受診券の送付

健診種別	申し込み	受診券の送付
基礎健診	市政だより4月号と同時に配付する健診申し込み案内にある申し込みはがきで申し込む。	申込者に受診券を送付(7月中旬の予定)
特定健診	不要	対象者に受診券を送付(7月中旬の予定)
訪問健康診査	区家庭健康課・総合支所保健福祉課に申し込む	申し込み時に手渡し、または申し込み後に郵送

○申込者には受診券と一緒に下記のもの送付されます。

①64歳以下の者

登録医療機関名簿

②65歳以上の者

登録医療機関名簿、基本チェックリスト、生活機能診査票兼結果通知書

4. 基礎健診・特定健診検査項目（検査項目は全て必須項目です。）

①既往歴の調査（服薬歴、喫煙習慣の状況に係る調査を含む）②自覚症状及び他覚症状 ③理学的検査（身体診察）④身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）⑤血圧測定 ⑥血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）⑦肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP））⑧血糖検査（ヘモグロビンA1c）⑨尿検査（糖、蛋白）⑩貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット）⑪心電図検査

⑫眼底検査

- ア) メタボリックシンドロームに関連する眼底血管に対する検査となります。散瞳は行いません。
- イ) 白内障や緑内障などに関する検査は含まれません。

5. 生活機能診査実施項目

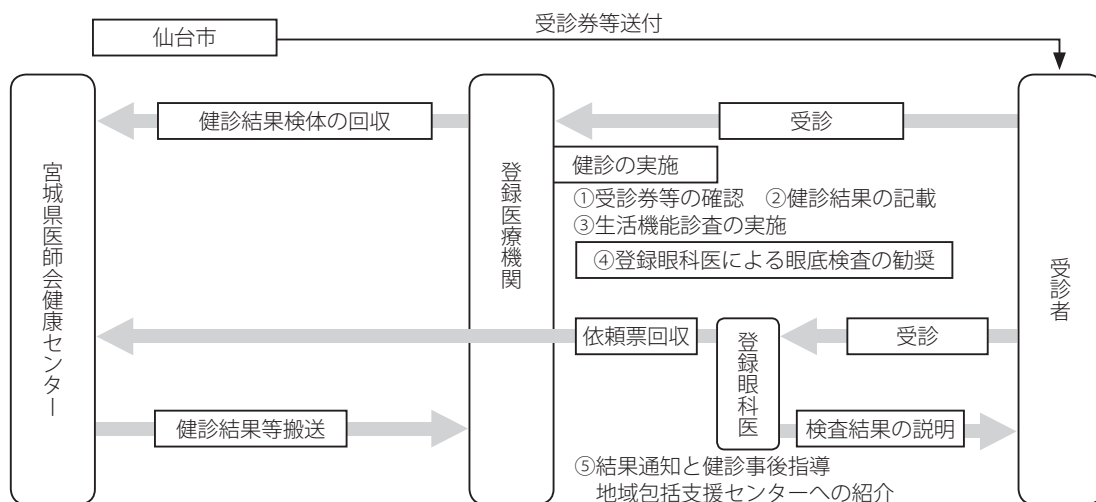
①生活機能に関する項目の調査（基本チェックリスト、家族歴についての問診）②口腔内視診 ③関節触診 ④反復唾液嚥下テスト ⑤血清アルブミン検査

※生活機能診査は要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の受診者が対象となります。

6. 健診実施手順

健診実施についての手順は下記の流れ図によります。

～健診の流れ～



①受診券等の確認

- ・受診者は受診券を持参しますので、受診券により受診資格を確認してください。受診券を紛失した場合には、区役所・総合支所で再発行してから受診するようご指導ください。
- ・特定健診（40～74歳の仙台市国保加入者）の受診者については、受診券と保険証により受診資格を確認してください。
- ・受診者から次頁の表に基づき自己負担金を徴収してください。

対 象 者		自己負担金	
基礎健診	35歳～39歳	仙台市国保加入者	2,110円
		仙台市国保以外の受診者	3,580円
		市民税非課税世帯	無料
	・75歳以上の者 ・65～74歳の障害による後期高齢者医療制度加入者 ・35歳以上の生活保護受給者 ・訪問健康診査（40歳以上の在宅の寝たきり者）	無料	
特定健診	40歳～74歳の仙台市国保加入者		

※市民税非課税世帯の場合は自己負担金が無料となります。受診時に受診者の申し出により確認してください。

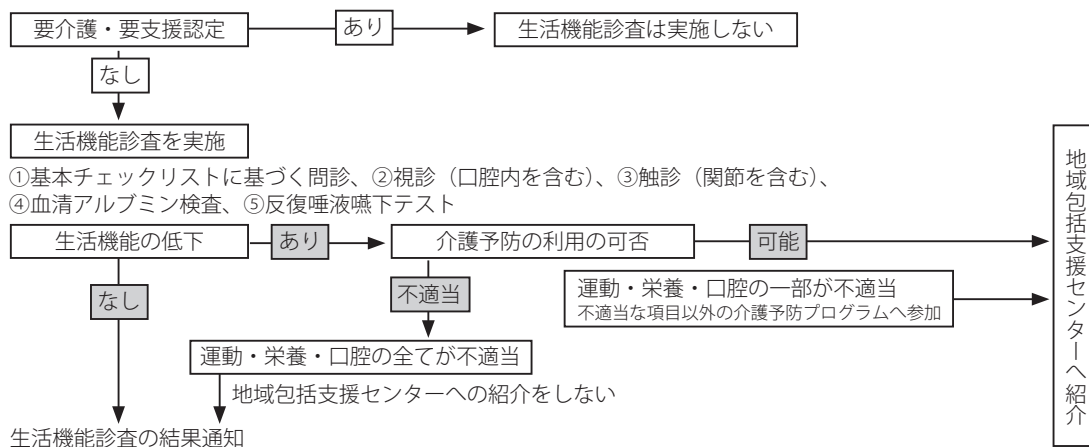
②健診結果の記載

- ・健診結果は受診券裏面の診察所見記入欄に記載し、検体と一緒に宮城県医師会健康センターに提出してください。
- ・眼底検査を自院で実施する場合には、診察所見記入欄の眼底検査の項目も記載をお願いします。
- ・65歳以上の受診者については、診察所見記入欄の生活機能診査欄に次の3項目について記載をお願いします。
 - ア) 要介護・要支援認定の有無
 - イ) チェックリスト実施の有無
 - ウ) 地域包括支援センター紹介の有無

③生活機能診査の実施

65歳以上の受診者には、生活機能診査を実施します。実施手順は下記のとおりです。対象となる受診者には、受診券送付時に基本チェックリストと生活機能診査票兼結果通知書を送付します。

～生活機能診査の流れ～



④登録眼科医による眼底検査の勧奨

眼底検査について自院で実施できない場合は、登録眼科医を紹介してください。眼科医を紹介するときには、眼底検査依頼票に健診医所見など必要事項を記載のうえ受診者に渡し、1週間以内に眼科医を受診するようご指導ください。

検査については、「基礎健診・特定健康診査等指導区分の分類基準（仙台市）」の基準に従って判定され、眼底検査依頼票は宮城県医師会健康センターで回収し、結果通知に検査結果が反映されます。

⑤健診結果の判定と事後指導

仙台市で定める「基礎健診・特定健康診査等指導区分の分類基準（仙台市）」に基づき結果の判定を行います。検査結果は、宮城県医師会健康センターが電算処理し、2週間程度で結果通知を2部出力します。結果通知書の内容をご確認のうえ、医学的な見地から受診者にご指導ください。生活機能診査実施者で、地域包括支援センターへ紹介することになる受診者には、結果通知の時にご紹介ください。

⑥国保特定保健指導の通知

健診受診者には、結果判定と同時に保健指導レベルが結果通知に記載されます。特定健診受診者（40～74歳仙台市国保加入者）には、メタボリックシンドロームの状況に応じ、特定保健指導を受けていただきます。

○対象者の階層化

なお、特定健診結果の総合判定が「要医療」の者については、医療を優先し、特定保健指導を実施しません（特定健診事後指導時に除外します）。

階層化手順	
ステップ1	
・腹囲 男性 85cm以上、女性 90cm以上 …………… (1)	
・腹囲 男性 85cm未満、女性 90cm未満 かつBMIが25以上 …………… (2)	
ステップ2	
①血糖	HbA1cが5.2%以上（健診結果より）又は薬物治療を受けている場合（問診票より）
②脂質	中性脂肪150mg/dl以上（健診結果より）又はHDLコレステロール40mg/dl未満（健診結果より） 又は薬物治療を受けている場合（問診票より）
③血圧	収縮期血圧130mmHg以上又は拡張期血圧85mmHg以上（健診結果より） 又は薬物治療を受けている場合（問診票より）
④質問票	喫煙歴あり（①から③のリスクが1つ以上ある場合のみカウント）
ステップ3	
(1) の場合、ステップ2の追加リスクが	(2) の場合、ステップ2の追加リスクが
2以上 積極的支援	3以上 積極的支援
1以上 動機付け支援	1～2 動機付け支援
0 情報提供	0 情報提供
ステップ4	
・ステップ2の追加リスク①～③の薬物治療を受けている者については、特定保健指導の対象としない。	
ステップ5	
・前期高齢者（65歳以上75歳未満）については、積極的支援の対象になった場合でも動機づけ支援とする。	

保健指導の詳細については、「特定保健指導登録研修会」（次頁参照）においてご説明いたします。

7. 健診費用の請求

健診及び生活機能診査については、宮城県医師会健康センターで結果の集約を行いますので、登録医療機関や登録眼科医からの個別の請求は必要ありません。